「ふれあい農園利用者募集」のお知らせ

厚沢部町では、農業者以外の方が、野菜や花木などの栽培を通して自然にふれあうとともに、都市と農村交流を進めながら農業に対する理解を深めていただくことを目的として「厚沢部町ふれあい農園」を開設しています。

利用については春からとなりますが、希望される方は下記募集期間中にお申し込みください。

① ふれあい農園の概況

（１）所　在　地　　檜山郡厚沢部町鶉町８５３番地（うずら温泉横）
（２）貸付区画数　　２０区画
（３）面　　積　　約５５㎡（１区画）
（４）賃　　料　　３，０００円（１区画・年間）

② 申込者の要件

申込者は次に掲げる要件を備えている方に限ります。
（１）業者以外の方
（２）耕作可能期間を通して貸付区画を使用できること
（３）営利を目的としていないこと

③ 申し込み期間及び方法

（１）申し込み受付期間　　令和６年３月１５日（金）～３月２９日（金）
（ただし土、日及び祝日は除く）
（２）申 し 込 み 方 法　　役場政策推進課に備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

④ 貸付の決定方法

貸付する区画ごとに受付するものとし、受付締切後に貸付人を選定します。ただし、申込者多数の場合は抽選により決定します。

⑤ 区画の貸付条件

（１）賃料の納付　　貸付決定後に所定の納付書により定められた期日までに納付していただきます。

（２）禁 止 行 為　　貸付区画について次の行為は禁止となります

１　建築物、工作物を設置すること

２　営利を目的として作物を栽培すること

３　貸付区画を転貸すること

４　その他、善良な管理及び使用に反すること

⑥ 契約の解除

次に掲げる場合には、貸付契約を解除することがありますのでご留意ください。

（１）区画貸付条件の禁止行為を行ったとき

（２）正当な理由なく耕作しないとき

（３）定められた期日までに賃料の納付がなされないとき

⑦ 締切後の第二次受付

今回の申込受付を行った結果、残区画が生じた場合は、引き続き第二次受付をします。ただし第 6 項の「契約の解除」となった方は申し込みの受付をいたしません。

⑧ 申し込み・問合せ先

お申し込みや不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

厚沢部町役場　政策推進課商工観光係

〒０４３－１１１３　檜山郡厚沢部町新町２０７番地

ＴＥＬ：０１３９－６４－３３１２

ＦＡＸ：０１３９－６７－２８１５